

## 令和6年第12回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和6年11月20日付を以って、同11月29日午後3時00分から鹿嶋市役所3階304会議室において、第12回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく  
鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に  
基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
  
- 第4 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条規定による許可の取消願について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

出席委員（12名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
5番	山本清治君	6番	大槻勝敏君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（2名）

3番	清宮茂信君	7番	橋本正君
----	-------	----	------

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主査	児島教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口和範
--------	------

## 会 議 の 経 過

(開会 午後3時02分)

議 長 ただいまの出席委員は、12名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第12回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、3番清宮茂信君、7番橋本正君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

10番笠貫順一君、11番野口嘉徳君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 はい、議案第1号が始まる前に訂正をさせていただきたいと思っております。番号2の4について作付けの作付け名ですが、水稻となっておりますが、牧草と訂正をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番

号1及び番号2についてご説明いたします。

最初に番号1を説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約149アール、借入地531アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、乗用草刈機1台、ユンボ1台、次に家畜ですが馬2頭、ヤギ1頭、鶏5羽、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約59アールでございます。申請地の作付け計画は牧草を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1鉢形地内案件について、8番今村太一君。

8番 はい、8番今村です。11月の25日に現地を確認してまいりました。今年の秋に収穫した跡がありきれいな水田でした。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 次に番号2佐田地内案件について、11番野口嘉徳君。

11番 はい、11番野口です。11月28日に現地を確認いたしました。先程申し上げましたとおり現在は休耕地でございますが、埋立をして牧草を作るといことで本人と話してきましたので何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1及び番号2について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号1及び番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号2につきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号3につきまして、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域

内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、また資金計画としましては、全額融資を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン事前審査結果の写しが添付されております。

つづきまして番号4について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、また資金計画としましては、全額融資を計画しており、取引先金融機関のローン申込み相談の写しが添付されております。

つづきまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より連系協議依頼書、電力買取法人である株式会社UPDATERとの買取開始日確定証明票が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

議長　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

6番大槻勝敏君。

6番　はい、6番大槻です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、11月18日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、野口委員そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案

書記載のとおりでございます。番号1ないし番号5につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 番号5については、25日に現地を確認しまして特に問題ありません。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16日 16番谷田川です。番号4を調査してまいりました。11月26日に現地を見まして、現場には5条許可申請の看板が立てられておりまして、農地は畑として適正に管理されておりますので、特に問題はありません。

議 長 ほかに何かございませんか。

5番 はい、議長。

議 長 5番山本清治君。

5番 11月26日に現地を確認したのですが、番号2と番号3いずれも問題はありませんでしたのでご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号5について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 議案第2号番号1ないし番号5について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」番号1をご説明いたします。

目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、番号1及び番号2において、許可書の期間が令和6年2月20日から令和6年12月20日までとなっておりましたが、製品の出荷減少により予定どおり進まなかったため、認可日から令和7年12月20日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和6年10月3日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1及び番号2につきましては、につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号番号1及び番号2について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1及び番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基

づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年11月11日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

議長 はい、それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については1筆で面積が1,152平方メートルとなっております。以上で合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議します。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年11月11日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については4筆で面積が5,272平方メートル、畑の新規については1筆で面積が1,890平方メートルとなっております。以上合計いたしますと5筆で、面積が7,162平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。後でも結構ですけど、番号1、畑で鉾田市の方が借り受けていますけど鹿嶋市以外の方の筆数、面積等事務局で分かるようでしたら教えていただきたい。もし、今日が無理であれば来月でも結構ですのでよろしく願いいたします。

議長 農林水産課課長山口和範君。

議長 今すぐにとというのは難しいものですから、確認をさせていただいて後ほどご回答の程、させていただいたらと思います。

15番 よろしく願いいたします。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。計画書の中で私意味が分からないのですけれど、再転貸というのはどういう意味なのでしょう。もともと貸しているのか、前のを貸してるのか地番がここだけ住所がないので意味を教えてください。

議 長 農林水産課課長山口和範君。

課 長 こちらにつきましては、以前同様の内容で利用権の設定がされていてその利用権が一度満了して再度同じような利用権の設定の形になっている部分でございます。今まで利用権の設定の期間がされておりましたそれが満了してその後再度また利用権の設定がされた内容になっています。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

これは前の人と今回の人は同じ方なのですか。

課 長 はい。

16番 はい、わかりました。

議 長 ほかにご質問ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第5号についてであります。報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」ないし報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 前回の総会の時も報告事項の時言いましたが、私初めてなのであまり分かっておりませんが、今回報告内容1号ないし5号の内容ですが、新しい条文が入っておりどういう内容を専決したのか1号から5号までを簡単にご説明をしていただきたいと思います。

議 長 事務局より説明を求めます。

主 査 報告第1号番号1ないし番号7ですが、県農林振興公社が土地を売りたい方の間に入り、買いたい方、もう決まっているのですが、来月の総会で農地法第3条許可申請をする形になります。県農林公社の中間管理事業を通しての農地の売買ですが、農地所得の特別控除が800万円まで受けられる要件になっております。

補 佐 続いて、報告第2号番号1及び番号2ですが、主に亡くなった方が相続等について、法務局で相続登記の他に農地法の台帳整理のための手続きが必要になってきます。今回に関しましては、相続による所有権移転があったという報告になっております。

続いて報告第3号です。農地法第5条第1項第6号の届出となっておりますが、市街化区域で行われた転用となっております。

続いて報告第4号です。議案第2号にもありました案件で、去る8月の総会で許可となった案件で、土地が590平方メートルとなっており40平方メートルを過少残地として許可をする予定でしたが、都市計画課の開発許可が取下げとなったため一旦取消となりました。その後同じ地番に土地を縮小し再度申請したという形となっております。

続きまして報告第5号につきましては、賃借の解約の申請になります。

報告に関しましては、以上でございます。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。報告第1号の内容ですが、中間管理事業の役もしておりまして、これは豊郷台の公共用地の売買の件だと思っておりますがどうか。

主 査 豊郷台土地改良区内の事業が始まったと思いますが、改良区内の土地所有者で土地を売りたいという方がおりまして、農林振興公社が中間に入りまして売買をするという形になっております。

16番 分かりました。

議 長 他にございませんか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、令和6年第12回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたし

ます。

(閉会 午後3時38分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人